



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ニセコ地域を事例としたリスクガバナンスによる自然公園利用者の事故リスク管理についての研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	佐賀, 彩美
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	甲第16272号
Issue Date	2025-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94972
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	SAGA_Ayami_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学 位 論 文 内 容 の 要 旨

博士の専攻分野の名称： 博 士（農学）

氏名 佐 賀 彩 美

学 位 論 文 題 名

ニセコ地域を事例としたリスクガバナンスによる 自然公園利用者の事故リスク管理についての研究

我が国では、国立、国定公園に代表される自然公園利用者の事故リスクについての管理責任に関する法規定が存在せず、その管理体制は曖昧なままになっている。そのため、事故予防のための国による統一的なリスク管理システムも整備されてこなかった。国立公園内の施設の瑕疵により生じた利用者の人身事故に関しても、工作物責任（民法 117 条）と営造物責任（国家賠償法 2 条）を適用できない場合は、引率者やガイドなどに責任を集中させる傾向がみられる。登山の事故防止対策に関する先行研究においても、個人レベルでの自然公園のリスクの内容や管理手法について論じているが、自然公園利用者の事故防止のためのリスク管理体制について論じられた研究は乏しい。一方で国は、世界的に流行しているアドベンチャーツーリズム（Adventure Tourism: 以下,AT）の導入を目指している。全体面積の 3 分の 2 を森林が占める国内には、AT の活動場所として魅力的な自然資源を擁する地域が多い。しかし、AT はリスクを伴うため、我が国が海外のアドベンチャーツーリストを積極的に誘客するのであれば、スイスなど AT を含む自然観光を中心とする国々同様、公的リスク管理システムの整備を伴う必要がある。

北海道ニセコ地域では、地域関係者の協働により独自のローカルルールを策定し、スキー場管理区域外（バックカントリー:以下,場外）雪崩事故防止に取り組んでいる。1984 年から 1985 年にかけて、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の一部をなす標高 1,308m のニセコアンヌプリ山麓のスキー場が、頂上付近までリフトを延伸したため、スキー場外を滑走するスキーヤーやスノーボーダーの雪崩死亡事故が相次いだ。ニセコルールは、このような状況に危機感を頂いたガイド A 氏、地元自治体、スキー場の関係者らにより作られた。ニセコルールの基本システムは、A 氏が発するニセコ雪崩情報（以下,雪崩情報）に基づきスキー場内のゲートを開いたときのみ滑走禁止区域以外の場外滑走を可能としている。2001 年にニセコローカルルール（2007 年にニセコルールと改称）が成立して以来、ルールに反し禁止区域を滑走して雪崩事故死した 1 名を除けば雪崩死亡事故は起きてない。

複数の利害関係者が関与するリスク管理は、リスクガバナンスの概念を用いて説明できる可能性がある。社会の複雑化に伴い、政府すなわちガバメントが対応しきれなくなった社会的課題を、より多くの関係者により解決するのがガバナンスであり、課題がリスクの場合はリスクガバナンスと称される。本研究では、ニセコルールの成立過程が、ガバナンス概念の特徴（非政府組織を含む、構成員間のネットワーク、ルール、ビジョン、リーダーシップ、自主性等）や、リスクガバナンスのプロセスを示す国際リスクガバナンスセンター（International Risk Governance Center:以下,IRGC）が提案する汎用モデル（以下,IRGC 枠組み）に適合しているか、及びその運用上、リスクガバナンスには不可欠とされるリスクコミュニケーションが効果的に行われているかを検証し、結果を我が国の自然公園のリスク管理に応用する可能性を検討することを目的とした。

IRGC 枠組みは、プレアセスメント、リスクの評価、リスク特性の判定とリスク低減策の選択、管理、及びコミュニケーションの 5 つのフェーズから構成され、米国原子力規制委員会、欧州食品

安全機関等，分野も多岐に亘る世界の主要機関で活用されている。そこで，文献・資料の確認及び関係者 24 名への半構造化インタビューを実施し，ガバナンス概念の各要件及び IRGC 枠組みのプロセスの要素に基づいて検証した。ニセコルール成立過程については，独立性が保たれた非政府組織，目的に向けたネットワーク，構成員間の相互的継続関係，リーダーシップや政府からの自主性，自己組織化などのガバナンスの特徴や，プレアセスメント，リスクの評価，リスク特性の判定と低減策の選択，リスク管理から構成される IRGC 枠組みのプロセスに概ね該当する事実が認められた。但し，ニセコルールは A 氏個人の自主的な雪崩事故防止活動をきっかけとしてガバナンス成立に至った点で，ガバナンスが主体となって進めることを前提としている IRGC 枠組みとは異なっていた。相次ぐ雪崩事故を防ぐため，地域の有志により徐々にガバナンスが形成されてきたと考えられる。

また，ニセコルール成立後に場外雪崩事故は減少した。これまで，ニセコルールと雪崩情報による利用者とのリスクコミュニケーションの効果を確認した研究はなかった。本研究では，ニセコルールについて，リスクコミュニケーションが実際にどのように機能しているかを明らかにするため，スキー場利用者を対象としてアンケート調査を実施し，197 名（日本人 103 名，外国人 94 名）の回答を得た。外国人の冬季スポーツに関するリスク認知は日本人に比べて有意に低い，ニセコルールは日本人 95%，外国人 84% が知っていた。ニセコルールが対象とする場外滑走者では 98% が知っていた。また，雪崩情報は，場外利用者の 85.7% が毎回またはたまに確認していた。その主な理由として，雪崩事故リスクを避けるために有効である，専門知識を持つ人が発信している，地元の実際の冬山の状態を踏まえた情報だから，があげられた。科学的裏付けがありそうだから，という理由は支持が低かった。利用者の情報取得方法は，スキー場の看板をみてルールを知った人が多く（57%），ウェブサイトの利用は少なかった（26%）。これらの結果からは，ニセコルールはスキー場利用者に認知，受容されるだけでなく，信頼を得ているため，利用者に遵守されていると判断される。

以上により，ニセコルールの成立過程と運用状況は，一般概念であるガバナンス概念及び汎用モデルである IRGC 枠組みの要件を充たしており，外国人を含む利用者に認知，受容されることにより遵守され，事故防止につながっていることが確認された。ニセコルールの枠組みは，ガバナンス概念や IRGC 枠組みに適合し，スキー場外の雪崩事故防止のみならず，リスクを伴う自然公園利用者の事故防止体制の構築への応用が可能である。ニセコルールの成立過程は，IRGC 枠組みが想定するプロセスとは異なっているが，行政による自然公園のリスク管理システムの整備が不十分な我が国では，地域独自のリスク管理体制を構築するための実践例として考えることもできる。ニセコルールや雪崩情報は，対象とする場外滑走者に認知，受容されており，管理者－利用者間のリスクコミュニケーションもよく機能していると認められたが，インターネットや SNS の活用，日本人と外国人のリスク認知の差に配慮した情報提供も必要だろう。ただし，ニセコルールの成立過程及び運営において A 氏個人のリーダーシップや尽力の影響が大きいことが課題である。ニセコルールを持続可能なものとするには，A 氏の観測データやそれにもとづく判断を関係者で共有できる仕組みづくりや，複数のリーダーシップを発揮するガバナンス構成員が纏め役になるような仕組みも選択肢の一つとして考えられる。